（送達の報告）

第六十三条　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項の規定により次項に定める電子情報処理組織を使用して行うファイルへの記録は、送達をした者の使用に係る特定電子計算機から同条第一項の規定による書面に記載すべき事項を入力する方法により行うものとする。

2　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百条第二項に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と送達をした者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（書類の送達）

第六十四条　書類の送達を受けるべき場所の届出及び法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百四条第一項後段の送達受取人の届出は、書面でしなければならない。

2　前項の届出は、できる限り、答弁書に記載してしなければならない。

3　書類の送達を受けるべき場所を届け出る書面には、届出場所が就業場所であることその他の被審人又はその代理人と届出場所との関係を明らかにする事項を記載しなければならない。

4　被審人又はその代理人は、書類の送達を受けるべき場所として届け出た場所又は法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百四条第一項後段の送達受取人として届け出た者を変更する届出をすることができる。

5　第一項及び第三項の規定は、前項に規定する変更の届出について準用する。

6　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百六条第二項の規定による補充送達がされたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない。

7　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百七条第一項又は第二項の規定による書留郵便に付する送達をしたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨及び当該書類について書留郵便に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

［条を加える。］

（電磁的記録の送達）

第六十五条　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項本文の通知は、第四項の規定により届け出られた電子メールアドレスに宛てて電子メールを送信する方法によってする。

2　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と同項の規定による送達を受けるべき者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

3　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める方式は、法第百八十五条の十三において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の方法とする。ただし、法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第二項後段の送達受取人を併せて届け出る場合は、書面によることができる。

4　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の届出をする場合には、同条第二項の連絡先として送達を受ける者の使用に係る電子メールアドレスを届け出なければならない。

5　法第百八十五条の十の二に規定する内閣府令で定める方法は、同条の電磁的記録に記録されている事項を記載した書面の内容が当該事項と同一であることを証明する旨を記載し、審判手続の事務を行う職員が記名する方法とする。

［条を加える。］